

新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合
第9期介護保険事業計画における地域密着型サービス事業者募集要項

1 募集の趣旨

新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合では、高齢者が要介護状態となっても可能な限り住み慣れた地域での生活が続けられるよう、構成市町（黒部市、入善町、朝日町）が行う施設整備計画をとりまとめ、第9期介護保険事業計画に反映しています。このうちまだ事業者が決定していない施設について、事業者を募集します。

2 募集する地域密着型サービス

サービスの種類	設置市町	開設年度	募集数
看護小規模多機能型居宅介護	黒部市	令和 7 年度	1 か所（定員 29 名）
小規模多機能型居宅介護	黒部市	令和 7 年度	1 か所（定員 25 名）
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	黒部市	令和 7 年度	1 か所（定員 9 名）
認知症対応型通所介護（デイサービス）	朝日町	令和 7 年度	1 か所（定員 12 名）
地域密着型通所介護（デイサービス）	朝日町	令和 7 年度	1 か所（定員 18 名）
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	黒部市 入善町 朝日町	令和 7 年度	1 か所

3 応募資格

今回の募集に応募ができる事業者は、次の要件を満たすことが条件となります。

- (1) 法人格を有する者（看護小規模多機能型居宅介護に係る指定の申請については法人格を有する者又は病床を有する診療所を開設している者）又は法人設立予定であり、法人設立に必要な条件を整備計画と整合する時期までに整えられる者であること。
- (2) 介護保険法第 78 条の 2 第 4 項各号及び第 115 条の 12 第 2 項各号の規定（欠格事由等）に該当しないこと。
- (3) 法人及びその役員等が暴力団又は暴力団員でないこと。
- (4) 現に介護保険サービス事業を運営していること又は当該事業に経験を持つ職員を配置し開設までに職員育成を確実に行う見込みであることなど、事業を円滑に実施する能力があると認められること。
- (5) 地域住民（自治会等）や近隣住民から事業所の開設について理解を得られる者であること。
- (6) 介護保険法に定める地域密着型サービス事業者及び地域密着型介護予防サービス事業者に指定、もしくは指定される見込みがあること。

4 選定方法

事業者の選定については、構成市町がサービスの内容、運営等について審査を行い、その結果を組合がとりまとめ理事長が決定します。応募がないとき及び事業予定者が決定しなかったとき（審査の結果によっては、事業予定者なしとする場合があります。）は、再度公募をすることがあります。

5 選考のポイント

地域密着型サービスの指定基準により、事業者は地域との結び付きや関係機関との連携を図り、利用者の尊厳が保たれる形での柔軟性のある適切なサービス提供体制を確保し、サービスの一層の向上を図ることになっています。このことから次の観点により選考を行います。

(1) 事業内容について

事業者においては、利用者に質の高いサービスを提供し続けるためにも、安定的な事業運営を行うとともに、実現可能な事業であることが求められています。そこで、資金計画及び整備から開設までのスケジュール等が適切であるものを優先します。

(2) 整備区域について

できる限り住み慣れた地域での生活を支えていくという地域密着型サービスの趣旨から、整備区域については、その日常生活圏域内での地理的条件等が優れているものを優先します。

(3) 地域・家族との交流機会の確保について

地域密着型サービスの運営にあたっては、地域との交流の機会の確保は必要不可欠です。運営にあたっては、地元自治会、近隣住民等の自発的な活動に対する協力を努めることとし、又、ボランティアの受け入れ、関係機関（近隣の介護サービス事業者）との連携など、地域に開かれた運営を行うものを優先します。

(4) 緊急体制について

地域密着型サービスでは、多職種との連携の中での健康管理や必要なときに適切な医療が利用できる体制及び緊急時の対応といった医療との関わりが重要であり、医療機関をはじめ地域包括支援センター、特別養護老人ホームなどの介護保険施設との連携支援体制が確保されることが重要です。このことから、近隣の医療機関等と連携が可能なものを優先します。

(5) 事故防止安全管理体制について

地域密着型サービスを運営するにあたっては、利用者の生命及び身体にかかわる安全を守ることは最低限必要であります。そこで、火災や地震などの発生時における緊急時での管理体制及び日常における利用者の転倒等の事故防止に対する体制整備が充実するものを優先します。

(6) 組合及び構成市町との連携について

事業者は、組合及び構成市町への情報提供や事業の受託など、組合及び構成市町との連携を図ることとし、第三者評価機関などによるサービス内容の情報公開について、積極的に対応するものを優先します。

(7) 介護従事者の確保について

地域密着型サービスの運営にあたっては、十分な介護従事者の確保が必要なことから、開設時期までに十分な介護従事者を確保し、また介護従事者の資質向上を図るものを優先します。

6 応募方法

(1) 募集期間

令和6年5月10日（金）～令和6年6月28日（金）

(2) 応募書類

下記の書類を提出してください。

- ① 開設申込書（様式1）
- ② 地域密着型サービス開設計画書（様式2）
- ③ 設立趣意書（様式3）
- ④ 事業の運営方針（様式4）
- ⑤ 法人登記簿（法人設立予定者は、法人名、役員名簿、基本財産の予定について提出）
- ⑥ 直近の決算書（既存法人のみ）
- ⑦ 設置予定地位置図
- ⑧ 建物平面図（概略図）

(3) 提出先

組合または設置地の市役所、町役場の介護担当課に提出してください。

新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合 TEL 0765 (57) 3303

黒部市役所 福祉課 TEL 0765 (54) 2111

入善町役場 保険福祉課 TEL 0765 (72) 1100

朝日町役場 健康課 TEL 0765 (83) 1100

7 留意事項

- (1) 応募書類については、返却いたしません。
- (2) 応募に関して要する一切の費用については、各応募事業者の負担となります。
- (3) 決定した事業者は、事業内容、工事計画等必要な事項について地域住民に対し説明会を行うなど、地元への配慮に努めるものとします。
- (4) 関係書類等に虚像の記載があった場合には、選定を取り消す場合があります。
- (5) 本応募で選定された場合でも、市・町の補助金等の交付が確約されるものではありません。
- (6) 事業所指定に係る基準は「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）」、「新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」等を参照してください。

8 問い合わせ先

この要項に関する質問につきましては、下記までお問い合わせください。

新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合

総務課給付係 狩谷

TEL 0765 (57) 3303

FAX 0765 (57) 3305